

令和6年第3回那須烏山市議会9月定例会（第1日）

令和6年9月3日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 2時51分

◎出席議員（15名）

1番 高 木 洋 一
3番 荒 井 浩 二
5番 興 野 一 美
7番 矢 板 清 枝
9番 小 堀 道 和
11番 田 島 信 二
14番 中 山 五 男
16番 平 塚 英 教

2番 福 田 長 弘
4番 堀 江 清 一
6番 青 木 敏 久
8番 滝 口 貴 史
10番 相 馬 正 典
12番 渋 井 由 放
15番 高 田 悦 男

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川 俣 純 子
副市長	熊 倉 精 介
教育長	内 藤 雅 伸
会計管理者兼会計課長	高 田 勝
総合政策課長	小原沢 一 幸
公共施設再編担当課長	関 雅 人
まちづくり課長	大 鐘 智 夫
総務課長	佐 藤 博 樹
税務課長	川 俣 謙 一
市民課長	大 谷 啓 夫
福祉事務所長兼健康福祉課長	岡 誠
こども課長	水 上 和 明
農政課長	深 澤 宏 志
商工観光課長	星 貴 浩
都市建設課長	佐 藤 光 明

上下水道課長

石 嶋 賢 一

学校教育課長

齋 藤 浩 文

生涯学習課長

黒 尾 明 美

代表監査委員

瀧 田 晴 夫

◎事務局職員出席者

事務局長

菊 地 唯 一

書 記

高 橋 昌 弘

書 記

吉 川 和 穂

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 令和5年度那須烏山市一般会計継続費精算報告書について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2 号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について（市長提出）
- 日程 第 5 報告第 3 号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について）（市長提出）
- 日程 第 7 議案第 8 号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 9 号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 7 号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 1 号 令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について（市長提出）
- 日程 第11 議案第 2 号 令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第12 議案第 3 号 令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第13 議案第 4 号 令和6年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第14 議案第 5 号 令和6年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第15 議案第10号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について（市長提出）
- 日程 第16 議案第11号 令和5年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（市長提出）
- 日程 第17 議案第12号 令和5年度那須烏山市下水道事業会計未処分利益剰余金

の処分について（市長提出）

日程	第18	認定第	1号	令和5年度那須烏山市一般会計決算の認定について（市長提出）
日程	第19	認定第	2号	令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について（市長提出）
日程	第20	認定第	3号	令和5年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について（市長提出）
日程	第21	認定第	4号	令和5年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について（市長提出）
日程	第22	認定第	5号	令和5年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について（市長提出）
日程	第23	認定第	6号	令和5年度那須烏山市境財産区特別会計決算の認定について（市長提出）
日程	第24	認定第	7号	令和5年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について（市長提出）
日程	第25	認定第	8号	令和5年度那須烏山市下水道事業会計決算の認定について（市長提出）
日程	第26	付託第	1号	請願書等の付託について（議長提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〔午前10時00分開会〕

○議長（青木敏久） 皆さん、おはようございます。傍聴席の皆様方には、お忙しい中、議場に足をお運びいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま出席している議員は15名です。定足数に達しておりますので、令和6年第3回那須烏山市議会9月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めていますので、御了解願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る8月27日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださいますようお願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（青木敏久） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により議長において指名いたします。会議録署名議員に、

15番 高田悦男議員

16番 平塚英教議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（青木敏久） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から9月18日までの16日間といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、御協力願います。

◎日程第3 報告第1号 令和5年度那須烏山市一般会計継続費精算報告書について

て

○議長（青木敏久） 日程第3 報告第1号 令和5年度那須烏山市一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第1号 令和5年度那須烏山市一般会計継続費精算報告書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第212条の規定に基づき、令和4年第5回那須烏山市議会9月定例会において、継続費の予算措置を行い、令和5年度をもって当該継続費の継続年度が終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものであります。

継続費の内容を御説明申し上げます。

橋りょう等維持管理費につきましては、点検の結果、補修工事が必要と判定されました、三箇小白井線の青雲橋の補修工事を令和4年度から令和5年度にかけて実施し、精算報告書のとおり事業を完了したものであります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本件は報告案件でございますが、この際、質疑があれば許します。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 説明で内容は分かったんですけども、実績がありまして、その比較があつて、計画よりも国庫支出金、地方債、そして、一般財源が、令和5年度分が三角になっている部分がありますよね。総体的に見ますと、市の一般財源は43万2,000円ですかね、減額になっているんですが、これらは、それだけ必要がないので、減らしたというような理解でよろしいのかどうか説明をお願いいたします。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 三箇小白井線、青雲橋の工事につきましては、当初予算としましては1億6,600万円持っておりましたが、現場施工に当たりまして、ちょうど烏山土木事務所の災害復旧の工事が同時にやっております、その工事のせが関係、水を切り回す工事関係が烏山土木事務所の工事に合わせてできましたものですから、その分経費が浮きましたので、節約になったということでございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、報告第1号 令和5年度那須烏山市一般会計継続費精算報告書については、報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第4 報告第2号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について

○議長（青木敏久） 日程第4 報告第2号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第2号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人那須烏山市農業公社から提出された令和5年度経営状況説明書について報告するものであります。

農業公社は一般財団法人として、市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想により、地域や自治体からの強い要請を踏まえ、本市農業の振興と農業従事者の経済的、社会的地位の向上に寄与することを目的に、経営規模拡大を希望する農業従事者、営農集団等を支援する農地賃借等契約支援事業をはじめ、農業用機械及び施設の共同利用推進事業、認定農業者、営農集団及び農業生産法人の育成・支援事業など、様々な公益事業に取り組んでおります。

また、飼料用稲（WCS）の供給事業、食用米生産事業を主とする土地利用型農業の経営、水稻を中心とした農業の部分的作業の受託事業をはじめとする収益事業は、農業公社が出資する株式会社アグリ那須烏山が行っております。

近年は、農業従事者の兼業化や高齢化、後継者不足に加え耕作放棄地の増加により、農業経営基盤の脆弱化や生産力の低下を招いております。また、慢性的な燃料、農業資材等の価格高騰が続いており、昨今の農業情勢は厳しさを増しております。

このような中、農業公社に寄せられる農業従事者からの要望は多種多様であり、その責務は年々大きくなっております。

現在は、地域の担い手への農地利用の集積、集約化による農地バンク事業活用の推進、担い手の育成・確保などを担う公益法人として農業公社と、農業の受託事業などを担う収益法人としての株式会社アグリ那須烏山との両輪により、農業の諸問題を解決するための重要な担い手

として、また、地域農業の活性化を推進する組織として、農家の大きな受皿となるため、その役割を果たしているところであります。

現在、財政状況は、市補助金等を活用しながら年々安定的な経営に近づいているところでありますが、公益事業と収益事業の分離化による効率的・効果的な事業の展開を期待するところであります。

以上、一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況について御報告いたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、報告第2号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出については、報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第5 報告第3号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（青木敏久） 日程第5 報告第3号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和5年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率と、その算定基礎事項を記載した書類について、監査委員の審査に付しましたので、その意見をつけて報告するものであります。

健全化判断比率の4つの比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率並びに将来負担比率につきましては、該当がありませんでした。

実質公債費比率につきましては、7.5%で前年度比の0.5ポイントの増であります。

この比率は令和3年度から令和5年度の3か年平均により算出するものでありますが、令和元年東日本台風災害に伴う廃棄物処理等の地方債の返済が令和4年度から始まったことが増加の主な要因であります。

資金不足比率につきましては、該当がありませんでした。

健全化判断比率につきましては、いずれも健全団体に該当しており、私が進めております「厳しい財政状況の立て直し」の取組成果が着実に表れていると考えております。

しかしながら、原油・物価高騰対策や後年度において取り組むべき施策の施設の集約化や設備事業の多大な財源が必要なことから、決して楽観することではなく、さらなる財政改革に取り組み、引き続き健全な財政運営を図ってまいり所存でありますので、以上、報告とさせていただきます。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件も報告案件であります、この際、質疑があればこれを許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、報告第3号 令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率については、報告のとおりでありますので、御了解願います。

◎日程第6 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について）

○議長（青木敏久） 日程第6 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第6号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年度一般会計補正予算（第4号）を7月25日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めるものであります。

一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入・歳出をそれぞれ1億8,678万5,000円増額し、補正後の予算総額を125億5,512万4,000円とするものであります。

補正予算の内容を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。

民生費の調整給付事業費につきましては、デフレ完全脱却のための国の総合経済対策における物価高への支援の一環として定額減税が行われる際に、定額減税し切れないと見込まれる方に対し調整給付金が支給されたものであります。

この調整給付金をできるだけ早期に給付するため、必要な予算を調整したものであります。

次に、歳入であります。

国庫支出金につきましては、調整給付事業費に対する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の計上であります。

何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださりますようお願い申し上げます。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 令和6年度の一般会計補正予算（第4号）の専決処分ということでございますが、定額減税関係、対象は何世帯ぐらいあるのか、その申請手続、それはどんなふう to 処理をしているのか、申請しないと定額減税にはならないのかどうか、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（青木敏久） 川俣税務課長。

○税務課長（川俣謙一） 定額減税に関してお答えいたします。

まず、令和6年度の個人市県民税の納税義務者の全体の数は1万2,361名ですが、定額減税に該当した納税義務者数は1万889名となっております。

なお、定額減税につきましては、申請方式ではございませんので、市のほうから減税したものを納税通知書として送っております。

以上です。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 今回の専決事項に関しましては、定額減税し切れなかった者に対する調整給付でございます。

そちらに関しましては、対象のほうは現在4,600世帯を対象として予算のほうは計上させていただいたところでございます。

既に8月30日に確認書を送付させていただきました対象の方には、そちらが4,526名の方に送付させていただきまして、昨日より受付を開始しまして、10月31日まで受付のほうを進めていくところでございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） マスコミ報道で、私も正確ではないんですが、申請手続をして、前年度に引き続いて二重申請になって、それを何か相手を特定して戻してもらうというか、そういうようなことをしている自治体があるというような話を聞いたんですが、うちのほうはそんなことはないのかどうか、その点だけ確認しておきたいと思います。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 一応パソコン上で、システム上で抽出した者に対して確認書のほうは送付させていただいております。

ただ、時期によって、修正申告を後からやった方に関して、場合によっては、後から対象外になってしまう方もいらっしゃいます、実際。ですので、その方に関しては後から調整しまして、場合によっては返していただくという作業も発生する可能性がございます。どれぐらいあったかについては、ごめんなさい、ちょっと手持ち資料ございません。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） ただいまの平塚議員の質問で大体分かったんですが、1点だけお伺いします。

今回の予算の中に委託料が132万3,000円ほど計上されていますね。これは多分調整交付金の該当者を抽出するための提携費か何かの、そういった業者に対する委託料ではないかと思うんですが、今回のこれ、今までの定額減税、それとこの調整交付金合わせて大変な事務量ではなかったかと思いますが、この事業に対して市が持ち出すような財源はなかったんでしょうか。

以上、1点お伺いします。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 給付金に関しましては、全額国庫負担ということになってございます。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第4号）について）、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第8号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について

○議長（青木敏久） 日程第7 議案第8号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第8号について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育委員4名のうち、橋本里恵委員が令和6年11月29日に任期満了を迎えるに当たり、引き続き委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

橋本氏は、令和2年11月30日から教育委員会委員として1期4年務められており、その人格は円満かつ高潔であって、教育、学術、文化に関して高い識見を有されている方であります。

本市の教育施策の総合的な推進を図るため、橋本氏には引き続き教育委員会委員を務めていただきたく、議会の同意をお願いするものであります。

御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第8号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意についてを原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第8 議案第9号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（青木敏久） 日程第8 議案第9号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましては、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦することになっております。

本案は、現在、人権擁護委員であります槇本恵子氏及び郡司マサ子氏が、令和6年12月31日をもって任期満了を迎えるに当たり、後任の人権擁護委員として、新たに谷口京子氏及び高野一良氏を推薦したく提案するものであります。

谷口氏は、平成4年から小学校教員として長年子供たちの指導に当たってこられ、令和5年3月に教員を退職後、教育支援センターに勤務し、講師として子供たちの指導に当たっております。

高野氏は、昭和61年から栃木県職員として奉職し、児童相談所や那須学園に勤務し、長く福祉関係に携わっております。平成30年からは那須学園で園長を務め、平成31年に定年退職をし、その後は、令和4年より大桶中自治会長を務めるなど、地域貢献しております。

お二人とも、誠実・温厚な人柄で、地域住民の信望が厚く、広く地域の実情に通じた識見を有しており、人権擁護委員として適任者であります。

なお、勇退されます槇本恵子氏は、平成28年1月1日から3期9年にわたり、宇都宮人権擁護委員協議会那須烏山部会の部会長をはじめ、宇都宮人権擁護委員協議会の常務委員などの要職を務めるなど、人権擁護と人権思想の普及・推進に邁進されてこられました。

また、郡司マサ子氏は、平成31年1月1日から2期6年間にわたり、宇都宮人権擁護委員協議会の常務委員などの要職をはじめ、人権作文の本審査委員を務めるなど、人権擁護委員として人権の擁護と人権思想の普及・高揚に御尽力をいただきました。

ここに、槇本恵子氏、郡司マサ子氏の活躍に対しまして、深く敬意と感謝を申し上げる次第であります。

以上、何とぞ御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

15番高田悦男議員。

〔15番 高田悦男 登壇〕

○15番（高田悦男） ただいま議長から発言の許可を得ました、議席番号15番高田悦男でございます。

私は、ただいま上程されている議案第9号、那須烏山市人権擁護委員候補者の推薦について、新たに候補者となります、谷口京子氏及び高野一良氏を推薦することに賛成の立場から討論を

させていただきます。

まず、谷口京子氏は、平成4年に烏山町立東小学校教員として奉職され、32年間の長きにわたり地域の将来を担う子供たちを指導していただきました。烏山女子高校在学中には陸上競技部短距離選手として大活躍されたと聞いております。平成23年度から平成25年までの間は、那須烏山市立適応指導教室レインボーハウスに指導教員として勤務されており、退職された現在もレインボーハウスの教育相談員として御活躍され、人格・識見が高く、人望も厚いお方であります。

次に、高野一良氏でございますが、昭和61年に栃木県庁に奉職され、33年間の長きにわたり、主に栃木県那須学園におきまして、地域児童の自立支援・指導に御尽力され、平成31年3月に園長として退職されました。また、現在は、先ほど市長からも話がございましたが、大桶中自治会の会長であり、人格・識見が高く、人望も厚いお方であります。

人権擁護委員は広く社会実情の通じていることが求められますが、これからの人権擁護委員は、SDGs目標の基本的な考え方である「誰1人取り残さない未来」の中で、全ての人が尊重される世界の実現に向け、人権擁護委員は非常に重要な役割を担います。谷口京子氏、高野一良氏は、お二方とも人権擁護委員としてその責務を十分担っていただけると確信しております。

議員各位におかれましては、満場の御賛同を賜りますよう心からお願いし、賛成討論といたします。

○議長（青木敏久） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第9号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第9 議案第7号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（青木敏久） 日程第9 議案第7号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、いわゆるマイナ保険証に移行されることに伴い、国民健康保険の被保険者証が発行されなくなることから所要の改正を行うものであります。

主な内容は、国民健康保険税を滞納している者に対し、被保険者証の返還を求める規定とともに、返還に応じない場合の過料の適用部分が削られたことから、本条例中の過料を定めた第17条についても同様に、被保険者証の返還に応じない場合の適用部分を削るものであります。

また、現在交付している被保険者証は令和7年7月31日まで有効となることから、当該有効期間中の被保険者証の返還に応じない行為に対しては、引き続き過料を適用することができる経過措置を設けるものであります。

以上、何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） この条例の一部改正でございますが、令和6年、本年の12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化する、いわゆるマイナ保険証へ移行することとなっております。それで、現在発行されております国民健康保険証が、要するに、今年は発行されましたが、来年度からは発行されなくなるという理解でよろしいのかなというふうに思うんですけども、この条例改正の中身は、世帯主が法第9条第1項もしくは第9項に規定する届出をせず、もしくは虚偽の届出をした場合、または同条第3項もしくは第4項の規定により、被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合において、10万円以下の過料にするというふうになっていますが、これを今回の改正は、この「もしくは虚偽の届出をした場合」、または「同条第3項もしくは第4項の規定により保険証の返還を求められるところに応じなかった場合」というものを削るというふうになっております。これは、そのカットする部分はどういう理由でカットするのか、条例改正の中身についてもう一度説明をお願いいたします。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） それでは、御説明いたします。

こちら、条例17条の中の、国民健康保険法第9条第3項につきましては、保険料を滞納し

ている世帯主につきまして、被保険者証の返還を求めるものとするという規定でございます。
第4項につきましても、特にそちらのほう、特別の事由があると認める限りはこの限りでない
ということで規定されておりまして、こちらの被保険者証の返還についての規定でございま
して、これから、12月をもちまして被保険者証の発行が廃止になりますので、そちらのほうの
規定の削除ということになります。

以上です。

○議長（青木敏久） 16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） それで、国のほうではこのマイナンバーカードをつくるというこ
とは、いわゆる強制ではなくて、任意のはずでありました。それをいきなり今の保険証制度を、
保険証発行をなくしてマイナンバー保険証に移行するということにしたんですが、実際にマイ
ナ保険証を、ごめんなさい、マイナンバーカードの手続をされない方、私もそうなんですが、
そういう方が国民の中にかかなりありまして、それを強制的にマイナンバーカードをつくれとい
うわけにはいかないの、今回そういう方についてはこの国民健康保険証の資格認定書という
のを発行するというふうになったと聞いております。

したがって、それまでは、この現行の条例ではそういう応じない者には10万円の過料とい
うことだったんだけど、あまりにも国民の抵抗があるということなので、マイナンバーカード
をつくらなくて、ちゃんといわゆる国民健康保険税を納めて保険証を持っている人には、資格
証を、ごめんなさい、資格確認書を発行するというふうになったと聞いておりますが、これは
具体的にはどんな手続を進めるのか、この資格確認書の発行、これについてのちょっと説明を
お願いいたします。それで、来年度からはこの国民健康保険証が発行されませんので、来年度
についてはどんなふうに対応したらいいのか、その辺の説明もお願いいたします。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 資格確認書につきましては、保険証の代わりに病院とかで提示す
るためのものございまして、マイナンバーカードとの連携されていない方については、その
資格確認書を発行するというので、来年度……。

○16番（平塚英教） 国民側が申請している、確認書をいただくには。

○市民課長（大谷啓夫） 今年については来年の7月末までの保険証が出ていますので、そ
ちらについては来年の7月末まで利用していただいて、来年の8月になりましたら、資格確認
書のほう発行しますので、連携されていない方については資格確認書を交付しますので、そ
ちらで使っていただくような形になります。

○16番（平塚英教） それは申請してもらうのですか。

○市民課長（大谷啓夫） いえ、こちらで確認して発行するようになります。

○16番（平塚英教） 分かりました。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第7号 那須烏山市国民健康保険条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議案第1号から日程第14 議案第5号までの、令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について、令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）について、令和6年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、令和6年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第1号）についての5議案については、いずれも令和6年度補正予算に関するものでございますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

◎日程第10 議案第1号 令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について

◎日程第11 議案第2号 令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

◎日程第12 議案第3号 令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算
(第2号)について

◎日程第13 議案第4号 令和6年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算(第
1号)について

◎日程第14 議案第5号 令和6年度那須烏山市下水道事業会計補正予算(第1
号)について

○議長(青木敏久) よって、議案第1号から議案5号までの5議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長(川俣純子) 議案第1号から議案第5号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和6年度那須烏山市一般会計補正予算(第5号)についてでございます。

本案は、令和6年度那須烏山市一般会計予算の歳入・歳出をそれぞれ1億2,892万6,000円増額し、予算総額を126億8,405万円とするものであります。

今回は、新型コロナウイルスワクチンに係る高齢者予防接種事業費や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したプレミアム付商品券事業費等の補正予算を編成したものであります。

また、基幹系システム標準化・共通化業務、放課後児童健全育成事業運営業務、英語コミュニケーション推進事業ALT業務、スクールバス運行业務につきましては、翌年度以降の事業実施に必要な債務負担行為を追加するものであります。

では、主な内容を御説明いたします。

まず、歳出であります。

議会費の議員研修事業費につきましては、常任委員会の研修等に執行部が随行するための旅費の計上であります。

総務費のふるさと応援寄附金事業費につきましては、ふるさと応援寄附金の増額を図るため、納税ポータルサイトを追加するとともに、それにより増加が見込まれる返礼品代等を増額計上するものであります。

総務費の社会保障・税番号制度システム整備事業費につきましては、戸籍に振り仮名を記載

した通知を発送するためのシステム改修等の事業費の計上であります。

総務費のＪＲ烏山線利用促進事業費につきましては、アキュム導入１０周年記念イベントにおいて、当初予定していました式典のほか、物品販売等の催しを追加したことに伴う交付金の増額計上であります。

総務費の定住促進対策事業費につきましては、東京圏内の大学生が本市にＵＩＪターンすることを促進するため、栃木県内の企業が実施する就職活動に参加する際の交通費を支援する補助金の計上であります。

民生費の生活保護総務費につきましては、生活保護者の就労自立支援に係る給付金制度が改正されたことに伴うシステム改修費の計上であります。

衛生費の高齢者予防接種事業費につきましては、新型コロナウイルスワクチンの定期予防接種の実施に係る事業費の計上であります。

農林水産業費の園芸振興事業費につきましては、園芸振興の重点事業であります、パイプハウス設置費等の補助のニーズが高いことから、補助金を増額計上するものであります。

農林水産業費の八溝そばブランド力向上支援事業費につきましては、アキュム導入１０周年記念イベントにおいて、来場者の集客及び八溝そばのＰＲを図るため、そば店を出店する八溝そば街道推進協議会への交付金の計上であります。

商工費のプレミアム付商品券事業費につきましては、商工会が実施するプレミアム付商品券発行事業への補助金の計上であります。

土木費の道路維持管理費につきましては、最近の急激な雑草発生の対策として、路肩の除草業務や支障木伐採業務に係る委託費等の計上であります。

土木費の道路保全費につきましては、特に路面の状態が悪く、改修が必要な野上神長線の国道２９４号線との交差点付近の舗装改修及び向田落合線の落合橋への外灯の設置に係る工事費の計上であります。

土木費の道路整備費及び辺地道路整備事業費につきましては、補助金交付決定額及び基金配分額の減額に伴う事業費の減額計上であります。

教育費の荒川小学校施設整備費につきましては、不具合が生じた遊具の更新に係る工事費の計上であります。

次に、歳入であります。

国庫支出金につきましては、プレミアム付商品券事業費に対する物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の計上及び新型コロナウイルスワクチンの確保に係る助成金の計上並びに道路整備に係る社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う減額等の計上であります。

寄附金につきましては、企業版ふるさと納税に係る寄附金の計上であります。今回は４者が

ら寄附をいただいております。このうち3者は一般社団法人里山大木須を愛する会への寄附であります。残る1者は公園事業への寄附であり、清水川せせらぎ公園整備事業に活用させていただいております。

繰入金につきましては、令和5年度決算に伴い精算される介護保険特別会計から一般会計への繰入金及び森林環境譲与税を活用した事業への基金繰入金の計上であります。

市債につきましては、市道整備事業の精査に伴う借入額の減額及び辺地道路整備事業債の配分額に対する減額計上であります。

なお、不足財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第2号 令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、国民健康保険特別会計事業勘定及び診療施設勘定の予算を補正するものであります。まず、事業勘定から御説明いたします。

歳入・歳出をそれぞれ7万1,000円増額し、補正後の予算総額を33億222万5,000円とするものであります。

歳出の内容は、オンライン資格確認等のシステム及び中間サーバーの運営負担金の単価変更に伴い負担金を増額するものであります。また、10月1日から郵便料金の値上げにより、特定健診受診率向上事業業務委託費に不足が生じるため、委託料の増額を計上いたしました。

なお、財源につきましては、県支出金及び前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、診療施設勘定でございます。

歳入・歳出をそれぞれ77万円増額し、補正後の予算総額を5,495万8,000円とするものであります。

歳出の内容は、七合診療所駐車場の白線を引き直すための修繕料及び滅菌器が故障したための新規に購入する費用を計上いたしました。

なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第3号 令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本案は、熊田診療所特別会計の歳入・歳出をそれぞれ853万円増額し、補正後の予算総額を5,356万2,000円とするものであります。

歳出の内容は、レントゲン機器の故障により修繕が必要となったため、修繕料を増額し、また、聴力検査機器が故障したために新規に購入する費用を計上しました。また、那須南病院へ支払う医師派遣業務委託料が当初の見込額から日額単価が上がったことにより不足が生じたための増額をするものであります。

なお、財源につきましては、前年度繰越金、運営基金繰入金及び一般会計繰入金をもって措置をいたしました。

次に、議案第4号 令和6年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入・歳出をそれぞれ4,487万3,000円増額し、補正後の予算総額を27億8,348万円とするものであります。

歳出の主な内容は、前年度の保険給付費実績に基づく、国、県支出金等の精査に伴う償還金等の増額及び職員の育児休業等に伴う代替職員の人件費でございます。

なお、諸支出金の財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。また、総務費の財源につきましては、一般会計繰入金をもって措置をいたしました。

最後に、議案第5号 令和6年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、下水道事業会計予算の資本的収入を46万円増額し、補正後の予算総額を1億5,484万1,000円とするものであります。

内容は、アキュム導入10周年記念イベントに合わせて、烏山駅前にデザインマンホール蓋を設置するということに伴う一般会計からの工事負担金の増額であります。

以上、議案第1号から議案第5号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き、再開いたします。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教議員。

○16番（平塚英教） 令和6年度の補正予算関係でございますが、一般会計から、取りあえず、23年度、ごめんなさい、23ページのJR烏山線利用推進事業費ということで、175万9,000円というふうにあります、いわゆるアキュムの10周年ということで冠事業を展開するということを含めていろいろ事業を進められるんだというふうに思うんですが、この推進事業費の使い道どんなふうにするのか、説明をお願いいたします。

その下の定住促進対策事業費、10万8,000円というふうにあります、この中身についても説明をお願いいたします。

さらに29ページ、これはプレミアム付商品券発行事業でございますが、4,000万円、これは補助金ということでございますが、商工会のほうで実際の事業は展開されるのかなというふうに思うんですけども、幾らぐらいのプレミアをつける事業なのか、固まっていれば、説明をお願いいたします。なお、いつ頃、このプレミアム付商品券発行がされるのか、説明をお願いいたします。

それで、委託料でございますが、道路維持管理費ということでございまして、先ほど道路側帯の草刈り等の委託というような話だと思うんですけども、実際にはどこに委託をして、どのような雑草処理を行うのか、説明をお願いいたします。

次、31ページ、中ほどに遠距離通学支援事業費というのが26万4,000円載っているんですけども、この内容、対象生徒は何人いるのか、内容について説明をお願いいたします。

それで、補正予算の令和6年度の下水道事業関係でございますが、先ほどの提案理由の中で、烏山駅前だと思うんですけども、マンホールの蓋なんです、デザインマンホールの蓋を設置するということなんですけども、これは1か所というふうに考えているんですか、何か所あるのか、説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） まちづくり課関係2点、御質問いただきました。また、下水道関係での、マンホール関係なんです、まちづくり課が関係しておりますので、私のほうから答弁させていただきたいと思っております。

まず、JR烏山線利用促進事業費、175万9,000円ですけれども、このうち173万5,000円が11月23日に開催いたしますアキュム導入10周年記念イベントに係る費用でございます。

内容ですけれども、JR烏山線利用向上委員会が主催となりまして、このイベントに係る費用、この追加分が122万円となります。こちらは交付金での支出となります。当初予算では100万円の予算でしたけれども、イベント内容が固まりつつありますので、それに見合った予算の計上をさせていただいております。

次に、アキュム導入10周年を記念いたしまして、御当地マンホール、先ほどデザインマンホールとも呼びますけれども、これを作成する費用でございます。この費用ですが、JR東日本へのライセンス料が5万5,000円、マンホール工事負担金、これは上下水道課の下水道事業会計でのマンホールの作成・設置となるために、まちづくり課としましては工事負担金と

して計上し、支出するものです。その費用が46万円となります。

以上がイベントに係る費用でございます。

こちらマンホール関係ですけれども、アキウム10周年を記念いたしまして、今、JR東日本側とヘッドマークを考えております。そのヘッドマークを御当地マンホールということで、JR烏山駅前の下水道のところにありますマンホールに設置できたらということで考えております。1か所の設置を考えております。

予算関係ですけれども、そのほかに「乗って残そう烏山線！未来へつなぐ助成金」、こちらの補正額2万4,000円を計上いたしました。これは別の事業の定住促進対策事業費と関連がありまして、今回補正予算を計上しております。これは全国で地方就職学生支援事業、これが令和6年度からスタートしております。この事業は、地方創生の観点から、東京都内に本部を置く大学の学生が卒業時に地方へUターン・Iターン・Jターンすることを促進するために、地方の企業において実施される就職活動に参加するための交通費、こちらを支援するもので、交通費の2分の1を補助するというものです。

今回、本市が補正する部分ですけれども、定住促進対策事業費においては、東京駅から栃木県庁までの費用5,390円、この額ですが、栃木県の栃木県移住支援事業・地方就職学生支援事業実施要綱により定められている額でございます。この費用を本市としては20名としてこの事業では見込んでおります。

さらに、本市の上乗せ分としまして、JR烏山線利用向上を目的に、JR烏山線利用促進事業費、こちらの事業費において、宇都宮駅から烏山駅までの費用、この区分は本市では片道ではなく往復としております。これに係る費用も20名分として計上しました。那須烏山市内での採用活動を促すとともに、JR烏山線の利用向上も併せて行っていくため、2万4,000円を計上しております。

続きまして、定住促進事業費、10万8,000円でございます。先ほどの説明と重複いたしますけれども、地方就職学生支援事業が令和6年度から国の地方創生移住支援事業の一環として全国でスタートしております。この事業は、地方創生の観点から、東京圏内に本部を置く大学生の学生ですが、卒業時に地方へUターン・Iターン・Jターンすることを促進するために、地方の企業において実施される就職活動に参加するため、交通費を支援するもので、交通費の2分の1を学生に補助するというものでございます。

今回、本市が補正する部分ですが、定住促進対策事業費においては、東京駅から栃木県庁までの費用5,390円分、このほかに本市の上乗せ分として、JR烏山線の利用向上を目的に、JR烏丸線利用促進事業費において宇都宮駅から烏山駅までの費用、往復で1,180円、これの20名分を計上いたしております。その額が10万8,000円ということになっており

ます。

説明は以上でございます。

○議長（青木敏久） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） それでは、29ページのプレミアム付商品券につきまして御説明させていただきます。

今回のこの4,000万円ですけれども、商工会に補助をさせていただきまして、商工会でプレミアム付商品券の発行事業を行っていただこうと考えてございます。

なお、今回のプレミアム付商品券ですが、基本的にはデジタルでの商品券を核としながら、紙ベースのものも発行するかどうかということで視野に入れて検討していきたいと思っております。

また、御質問にありましたプレミアム率についてなんですけれども、こちら現在、商工会において協議中でございます。大変申し訳ございませんが、今のところまだ決定してございません。

また、いつ頃から実施予定かということでございますが、できれば12月から実施したいと考えております。おおむね実施期間は2か月間でございます。ただ、今、協議している中で少しスケジュールが遅れることも想定されます。もしかしたら1月から実施ということもあり得ます。どうぞその辺は御了解いただければと思います。

以上です。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 同じく29ページの道路維持費でございます。

自前の作業員ではなかなか草刈り等が難しい交通量の多い路線、そちらを重点におきまして、路肩の除草業務を1本、それから、支障木の伐採業務ということで1本、合わせまして2本を、これから積算をしまして、入札という形で発注をしていきたいと考えております。よろしくお願い致します。

○議長（青木敏久） 齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文） 31ページの遠距離通学支援事業費について御説明いたします。

こちらにつきましては、公共交通を利用する遠距離通学児童・生徒の保護者に経済的負担を軽減するものであります。当初予算のほうに計上しておりましたが、不足が生じたので、こちらのほうを補正予算として26万4,000円計上したものでございます。今現在、対象人数は全部で49名という形になっております。

以上です。

○議長（青木敏久） ほかにございませんか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） すいません、もし説明あったところ重複して聞いているようでしたら、申し訳ございません。

まず、一般の補正予算のほう、歳入の19ページのほうの新型コロナ定期接種ワクチン確保事業費助成金と、こうあるんですけども、こちらに4,600幾らとあるんですが、こちらの確保事業の助成金というのはいつまでを予定されているものなのでしょうか。分かれば教えてください。

それと、今度は23ページの烏山高部線運行管理費のほう、こちら100万7,000円の内訳についてちょっと教えてください。

それと27ページの農業振興費のほう、こちら振興費300万円と園芸振興事業費600万円とあるんですけども、こちらについて教えてください。

また、これ、ちょっと、もしかしたら一般質問と関係あるかもしれないんですけども、八溝そばブランド力向上支援事業費のほうで、こちらも補正が入っているんですが、こちらはどいういったものになるのか教えてください。

以上です。お願いします。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） ただいま御質問いただきました、19ページ、新型コロナ定期接種ワクチン確保助成金でございます。

こちらにつきましては、令和5年12月時点、国におきまして標準的な接種費用1回当たり税込み7,000円程度が示されたところでございます。その後、令和6年5月に厚生労働省からの通知が発せられまして、接種費用が1回当たり1万5,300円程度と見直しになり、当初の差額8,300円について、令和6年度においては助成金が支給されることになったものでございます。令和7年以降については、現時点では未定でございます。

○議長（青木敏久） 大鐘まちづくり課長。

○まちづくり課長（大鐘智夫） 23ページ、烏山高部線運行管理費、100万7,000円の御質問でございます。

本市では烏山高部線と市塙黒田烏山線の2つの路線を運行しております。この中で、市塙黒田烏山線の車両が想定以上に老朽をしていること、また、車両の定員が33名ということで、過剰で、このことから、早急な対応が必要であると考えております。

さらに経費を削減するため、この車両の使用を令和7年3月、今年度をもって廃止をします。それで、現在、烏山高部線で運行しているバス、こちら14人乗りですけども、これをバス

を廃止した市塙黒田烏山線に配置替えをします。烏山高部線は新たにリース車両、こちら10人乗りですけれども、これを配置するものでございます。

また、本市では、市営バスの運行業務及び運行管理、整備管理、業務などの実務のみをバス業者へ委託をしております。しかしながら、予備車両の配備がないため、車両の修繕、点検の際は受託業者が用意する台車により運行を行っております。この費用が2路線合わせて1年間で200万円から300万円ほどかかっております。これは契約の中で入っております。

今回、月額5万8,000円ほどの安価でバスの車両を予備車としてリースで導入をする予定でおります。経費が年間で190万円ほど削減できる予定でございますので、予備車の導入を併せて行うようにしております。そちらの経費を今回計上しております。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 私のほうから、27ページ、農業振興費、302万円について御説明申し上げます。

農業振興費、302万円につきましては、塩谷地区の農業士会、そして、南那須地区の農業士会の合併に伴います、市町の補助負担金の2万円の増額、さらには、市長の提案理由にありましたように、産官学による里地里山プロジェクトの事業実施団体であります、一般社団法人里山大木須を愛する会の企業版ふるさと納税の交付金ということで300万円計上をさせていただいたものでございます。

さらに、八溝そばブランド力向上支援事業の45万円でございます。こちらにつきましては、11月23日に開催を予定しております、アキュム運行10周年の記念イベントに対しまして、八溝そばの出店、また、PRのために、八溝そば推進協議会に対しまして交付金を交付するものでございます。

内容としましては、烏山線の利用来場者、烏山線を使って来られた方300名に対しまして八溝そばの助成券500円を配布する予定になっております。こちらの経費が15万円。そして、あと、八溝そばについては、今のところ3店舗の出店を予定してございます。その水道の給排の設置費、テント・椅子等の設置ということで30万円を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

12番 渋谷由放議員。

○12番（渋谷由放） 債務負担行為についてちょっとお尋ねをしたいと。

まず、システム標準化共通システム構築及び保守業務委託と、これは基幹系18業務という

のがまずありまして、この基幹系18業務というのは一体どういうものなのかなということと、その下にやっぱりシステム標準化の共通化システム構築、同じような感じ、構築業務委託と、これは生活保護システムというのはどうも別になっているんですかね。これについては保守業務というのは入っていないような感じなんですね。保守業務はなくて、構築業務を、これは令和7年度だけでやるということなので、その辺、で、その下にシステム標準化・共通化機器賃貸借と書いてあるのかな、この辺の、どういうつくりになるんだか、申し訳ないんですが、細かく教えていただければなど、このように思います。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） まず、システム標準化・共通化システム構築及び保守業務委託、基幹系の18業務ですね。基幹系の18業務といいますと、住民記録、選挙人名簿、固定資産税等18業務、市のほうでやっております18業務になるんですが、全て挙げたほうがよろしいですか。

○12番（渋井由放） 後でいいんじゃない。ください。

○市民課長（大谷啓夫） はい、分かりました。

○12番（渋井由放） ただ、いいですか。これ、市がやっているものを、ここ1か所にばんと集めて、大概ほかのやつは、これで大丈夫なんだよと、こういうような考えで。

○市民課長（大谷啓夫） はい、市で賄っている業務については、これで全て賄っております。

○12番（渋井由放） 後でください、それ。

○市民課長（大谷啓夫） はい、後で御提示します。

それから、システム標準化・共通化の機器賃貸借のほうなんですけど、こちらにつきましては、サーバーとかネットワーク機器、それから、ノートパソコン、デスクトップPCとか、その他もろもろの共通化・標準化用の機器のリースになります。

以上です。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 生活保護システムのほうに保守がなぜないのかというお話ですが、リース契約のほうのメンテナンスパックに含まれての契約でございますので、ここでは保守という表示はございません。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） そうすると、こういうサーバーとか、そういうのがどうのこうのという話がありましたが、これ、クラウドという、私も詳しくは分かりませんが、この庁内に設置するのではなくて、クラウドというようなものを利用してやると、だから、庁内にサーバー

を置くというようなことはない、パソコンとか、そういうのはあるでしょうけど、そういうことでよろしいんでしょうかね。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 渋井議員おっしゃるとおり、国のほうでつくっておりますクラウドサーバーに那須烏山市のほうでデータを置きまして、そちらにネットワークをつないで、そちらのほうで一括管理するというような流れになります。

以上です。

○議長（青木敏久） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） あと、雑草処理の話なんですけど、これ、草を刈るのか、農薬をまくのかという。うちのほうなんか一生懸命、農政課ではお金をもらって農薬をまいて効果があるんだと、こういうふうに言っておるようです。そういうことはやらないのか、やるのかということ。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 農政課のほうで進めております雑草問題のほうも有効なことだとは思っておりますが、今回につきましては、もう暑さも峠が過ぎたということで、草を刈るということで対応してまいります。来年度につきましては、農薬についても慎重に検討しながらやっていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（青木敏久） ほかにございませんか。

3番荒井浩二議員。

○3番（荒井浩二） すいません、先ほど27ページの園芸振興事業費のほうで質問申し上げたんですが、答弁漏れがあったような。お願いします。

○議長（青木敏久） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 大変失礼しました。園芸振興事業費についてでございます。

園芸振興事業費の600万円につきましては、稲作から園芸作物への作物転換ということで、今現在、高収益作物の導入ということで、新規栽培者、また、規模拡大者に対するパイプハウス及び果樹棚等の補助を行っております。昨年度から始まった補助事業でございますけども、こちらのほう、農家からの要望が多いということで、今般600万円の増額の補正をさせていただいたところでございます。補助率につきましては、設置費の5割以内ということで、上限150万円ということでございます。今現在10名の希望がありまして、パイプハウスで9名、果樹棚で1名というところでございます。

大変失礼しました。よろしくお願いします。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男）　まず、一般会計の中、8ページに債務負担行為の表がありますね。この中のスクールバスの委託料ですが、市内には小中7校ありますが、その中で境小と江川小の委託料が含まれていません。なぜ含まれていないのか、これについてまず伺います。

次に、19ページの歳入なんですが、県の補助金のうち、小中学校の教育支援体制整備補助金として小学校・中学校合わせて394万8,000円載っておりますね、歳出のほうには30ページにあるんじゃないかと思うんですが、30ページのこの支出のほうにはこういった事業名がないんですが、なぜこういう補助金の歳入があっても、これに相当する支出のほうには補助金名がついていないのか、この辺のところをお伺いします。

次、もう一つ歳入ですが、21ページの雑入、407万円あります。これはデジタル基盤改革支援補助とありますが、この内容について御説明をいただきたいと思います。

次に、支出です。27ページ、これは同僚議員ももう既に質問したところなんですが、この高齢者の予防接種事業、6,921万6,000円計上してあります。歳入もコロナ補助金が4,664万6,000円ほど載っているんですが、先ほどの課長説明ですと、今回は個人負担なしでいいんですか。この間、全員協議会でしたか、あの説明ではこれから本人負担3,000円の予定だと聞いたものですから、ならばこの3,000円の負担金というのは、この歳入の予算のところに載っているのかなというのは、そのような疑問も生じたわけです。

それと、このワクチン接種はもう既に7回やりましたね。そうすると、次この予算でもって8回目になるんじゃないかと思いますが、この8回目というのはいつ頃から始まるのか。さらに、9回目、10回目というのはどのような計画でやられるのかお伺いをしたいと思います。

いずれにしても、コロナはなくなることはありませんので、これもうずっと継続されるんじゃないかと思いますが、この辺のところをお伺いをしたいと思います。

次、29ページ、これも同僚議員が質問したところなんですが、プレミアム付の商品券、これは国の臨時交付金、4,000万円あります。それをそっくり商工会のほう委託をするということなんですよ。そうすると、市のほうは全く痛みがないということなんですが、特にこの4,000万円を商工会に交付して、この4,000万円の範囲内で商品券から事務費一切を賄うということにしているのでしょうか。

それともう一つ、私、これ果たして、この経済効果、事業効果が上がるのかということを、毎回は私このことで質問をしているんですが、どうも私の納得のいくような明快の答弁がないのが残念なんです。といいますのは、この商品券発行してもお金持ちがあまり使わないんじゃないかと思う。かといって、なかなか生活の厳しい人、それは余裕がないから、買うことができないというお声が私は聞こえるんですよ。本当はそういう方に買ってもらいたいんです。そうすると、例えば、中間層というのは言い方好ましくないかもしれませんが、それなりに余裕の

ある方だけが毎年恩恵を受けていると、そのような方法で終わってしまっているのではないかと、それが少々私も残念なのではないかと思っているんですよ。この辺のところはどう考えているのかお伺いをしたいと思います。

次に、29ページ、土木費、これ、2点お伺いします。

まず、この工事請負費、今回5,010万円ほど減額しましたね。なぜ減額したのか。

それともう一つ、先ほど同僚議員からもありましたが、路肩の除草と支障木の伐採ですよ。今回500万円ほど計上しましたね。しかし、もう至るところに支障木あります。雑草も生い茂っていますよね。都市建設課が今管理する道路を合わせて、97キロぐらいかな、そのぐらいあると思いますね。とても追いつかない。これどうするのか、課長。まず、私考えているんですが、せめてこういう官公庁の近くぐらいだけでも草を刈ってもらいたいな。そこの保健福祉センターから図書館の裏の通り、今朝も通ったんだが、2メートルぐらい伸びていますよ。こういうところぐらいはせめて、課長、巡回して、まず、積極的に刈ってもらいたい、そう思います。ここら辺も含めまして、建築課長、この辺のところどう考えているのかお伺いをしたいと思います。

あと、熊田診療所の補正、今回は人件費の補正になりました。4月から新体制で診療が始まったわけです。4月から8月の運営状況どうなんでしょう。ちょっと私も心配しているんですよ。よろしくお願いします。

○議長（青木敏久） 齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文） それでは、債務負担行為中のスクールバス業務委託について、境小と江川小が含まれていない理由を御説明いたします。

今回の債務負担行為につきましては、バスの運行委託となります。境小と江川小につきましては市有バスを利用いたしますので、こちらの債務負担行為には入っておりません。

続きまして、19ページの県補助金のうち、小中学校教育支援体制整備補助金ですか、こちらにつきましては県の間接補助になりまして、働き方改革に資する教員の業務支援に対して支援員を配置したのに対して補助金が出るというものであります。こちらにつきましては歳出がないというのは、歳出につきましては当初会計年度任用職員を一般財源で計上しておりました。そちらを県の補助の対象として財源振替を行ったために、今回歳出が出ておりません。

以上です。

○議長（青木敏久） 小原沢総合政策課長。

○総合政策課長（小原沢一幸） 私からは、21ページ、雑入のデジタル基盤改革支援補助金について御説明します。

こちら、総合行政ネットワーク管理運営費のガバメントクラウド接続ネットワーク構築業務

委託に充当するものでございます。補助金の交付者が地方公共団体情報システム機構というところで、こちらから補助を受けるので、雑入で受けた形になっております。

こちらの事業者というのは、マイナンバーカードの関連システムであったり、住民基本台帳ネットワークのシステムであったり、公的個人認証サービス、総合行政ネットワーク等を実施しているところになります。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 岡健康福祉課長。

○健康福祉課長（岡 誠） 私のほう、27ページのコロナ予防接種についてお答え申し上げます。

助成金につきましては、先ほど荒井議員のほうで答弁したとおりでございます。詳細についてはちょっと割愛させていただきまして、令和7年度に助成金について、先ほど申し上げたとおり、現時点では出るかどうかまだはっきりしていないところでございます。ですので、市としましても継続のほうを要望のほうはしているところでございます。

続きまして、本人負担の歳入科目についてでございますが、本人負担は接種時、御本人が医療機関の窓口でお支払いいただく分ですので、市の予算への計上はございません。

続きまして、ワクチン接種の計画でございますが、本年度につきましては、令和6年10月1日から令和7年3月31日までということで、医師会と調整を進めているところでございます。県のほうで音頭のほうを取っていただいているものですから、栃木県内は統一になる見込みと思われます。

令和7年度以降の予防接種でございますが、令和6年の定期接種の発表があった段階で令和6年以降というような表現でしたので、今後も継続していくものとは思われますが、国のほうから改めて定期接種についての情報は来ないところでございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 星商工観光課長。

○商工観光課長（星 貴浩） それでは、プレミアム付商品券につきましてお答えさせていただきます。

4,000万円の使い道の考え方ということでございましたが、こちらにつきましては、議員から御質問のありましたとおり、この4,000万円の中からプレミアム分及びその他の間接経費を賄う予定でおります。そのため、これがどれだけプレミアム分に回せるか、あるいは間接経費として手数料等にどれだけ回るかというのは、現在、事業を調整しておりますので、少々お待ちいただければと思っております。

また、事業効果につきましてでございます。我々がこちらをやる事業効果、意味としまして

は、消費の下支え及び市内経済の活性化、いわゆる事業者支援であると考えてございます。さらに、昨年从此らにDXの推進というのも併せて我々としてはやらせていただいているところでございます。

昨年の状況からいきますと、利用者のアンケート、昨年同様の事業をやりましたが、そちらの利用者アンケートによりましては、いつもより50%以上多く消費したよという方が33%ほどいらっしゃいました。また、30%から50%多く消費されたという方が約17%いらっしゃいました。全体の50%以上の方がそれだけ多く消費されたという回答をしていただきました。

また、事業者にアンケートを取ったところ、全体の30%以上の事業者におきまして売上が増えたというのを実感いただいたということを回答いただいております。

我々としては、そういった意味で、事業者支援、あるいは市内の経済活性化という意味で効果があると思っております。

以上です。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 29ページの道路新設改良費の5,010万円の減の理由でございますが、まず、道路整備につきましては、国からの交付金を受けて実施しておりまして、内示額がこちらの要求どおりいかなかったということで、交付決定額の減によりまして、まずは道路整備費の3,350万円の減、それから、辺地債事業として実施しております2路線ございますが、こちらにつきましても起債配分額の減に伴います減でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に、除草、雑草問題でございますが、これにつきましては、私ども市民からの要望が毎日届いております、なかなか頭の痛い問題でございます、今日、中山議員が通ってこられたところ、主要道路につきましても雑草が伸びている状況でございました。その路線につきましては、ただいま業者手配中ということでございます。御理解をいただきたいのと、市道全路線やるというのはなかなか難しいということは考えておりますので、通学路、それから、交通量の多い路線等をまず重点的にやっていきたいと考えております。あとは、地元の道路愛護会等にもお願いをする形になりますが、そちらにおいても除草等を実施していく体制を取ってまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） それでは、私のほうから、熊田診療所の特別会計について、新体制での4月から8月までの運営状況についての御質問ですが、診療収入につきましては、2か月遅れで収入となりますので、取りあえず今現時点では診療収入、分かっている4月から6月

分で御説明したいと思います。

4月から6月までの診療収入につきまして、昨年度と比較しまして、3か月間で49%程度となっております。こちらにつきましては、前々から御説明している老健施設の嘱託医に係る部分が減額となっております、そちらのほうに影響しているものと考えております。

それで、来院者数、直接診療所のほうに来られるお客様については、昨年度そちらのほう独自に集計のほうはしておりませんので、一概に比較のほうはできませんが、事務員、それから、看護師の方に話を聞く限りでは、昨年度よりはかなり増えているということでお話は聞いております。

以上です。

○議長（青木敏久） 14番中山五男議員。

○14番（中山五男） 最後に御答弁いただきました熊田診療所、いい方向に向いているというものですから、私も安心したところです。

都市建設課長、1点再質問したいんですが、雑草等とこの支障木の事業といいますか、この仕事なんですが、これ、予算さえあれば、業者というのは受け入れできるんでしょうか、この請負のほうは。例えば、予算あっても、その受入れに対する、業者の受入体制がおぼつかないというのでは、これはちょっと難しいかもしれません。その辺どうなんですか。

○議長（青木敏久） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） ただいまの御質問でございますが、なかなか追いつかない状況ということを考えまして、現在、建設業協会の烏山支部と、この件について何かいい方法が取り組めないということで協議を始めたところでございます。自前の作業員プラスシルバー人材センター、それから、建設業協会、一体となりまして対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 1か所だけちょっと質問させていただきます。

先ほど中山議員がスクールバスで聞いたんですが、先ほど答弁で、江川小、境小が自前とお答えいただきましたが、荒川小学校のバスも僕は自前だと思っていたんですが、債務負担行為が関わって、どういうことか教えてください。

○議長（青木敏久） 齋藤学校教育課長。

○学校教育課長（齋藤浩文） スクールバスの運行について。

荒川小学校は、今現在は市有バス3台となっております。こちらの1台が28年を経過して

いるということで修繕料が相当かかっております。その点を踏まえまして、こちらを業者委託のほうに変更するという事で、荒川小学校が1件計上されているという形になっております。

以上です。

○議長（青木敏久） 8番滝口貴史議員。

○8番（滝口貴史） 1台分新しく計上するという事で、江川小のほうは運転士さん、業務委託のほうは、これは債務負担行為ではないんでしょうか。単年度なんですよ、業務委託がね。分かりました。ありがとうございます。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 27ページの需用費、多面的機能支払交付金事業、118万2,000円、これは団体が結構あちこちあると思うんですが、この118万円の中身、それと、市単独土地改良事業費とありますね。市単独土地改良事業というのはどんなことをやっているのかお伺いしたいと思います。

それと、その下に林道維持管理費、242万8,000円、これは具体的にどこの林道をどのような作業をされたのか、お願いします。

○議長（青木敏久） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 多面的機能支払交付金事業の118万2,000円でございますけれども、こちらにつきましては、現在、市内で11の組織がこの事業に取り組んでございます。

事業内容としましては、農道・水路等の草刈り・泥上げの農地維持活動、そして、あとは草花の植栽・生き物調査等の資源向上活動、そして、今回118万2,000円計上させていただいたのは、農道とか水路の修繕の長寿命化活動に対しても国のほうから交付金がいただけることになっています。今回、月次の保全会が土側溝からU字溝への敷設替えをするための活動が新規に採択されましたので、今回118万2,000円を改めて計上させていただきました。延長については約100メートルを予定してございます。

続きまして、市の単独土地改良事業でございます。こちらにつきましては、国庫補助事業、また、県の補助事業に該当にならない小規模な農業生産基盤の整備を市のほうで単独事業として措置してございます。

今回につきましては、農道の修繕1か所分と、あとは自治会等で農道の砂利の現物支給をしておりますけれども、そちらのほうが不足になりましたので、今回合わせて16万8,000円を補正組ませていただいたところでございます。

林道の維持管理費の242万8,000円でございます。こちらにつきましては、林道の老朽化、また、近年の降水量の増加ということで、かなり林道も土砂崩れ、また、法面の崩落と

いうのが多発してございます。今回、林道の維持工事費、当初予算でも計上はしてございますけども、プラスアルファの修繕が必要となったことによって242万8,000円を追加で計上させていただきました。

林道につきましては、林道外輪沢線の路面補修工事で44万3,000円の増額、林道月次線の側溝の蓋とアスファルト舗装の工事ということで、こちらについて99万7,000円を増額させてもらっています。また、林道与路ヶ沢線の修繕で67万6,000円、併用林道上境麻畑線の路面補修工事で33万円ということで、242万8,000円を増額した上で今回補正をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 多面的機能交付金の118万円、土側溝からU字溝にするという、100メートルぐらいですか、約100メートルぐらいの話ですよね。これって市の支払い分が118万円ということですよ。総工費というのはその4倍ぐらいかかっているよという理解でよろしいですか。

○議長（青木敏久） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 大変失礼しました。

補助率につきましては、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1で、総事業費が118万1,000円ということでございますので、市の負担は掛ける4分の1ということになってございます。

以上でございます。

○議長（青木敏久） 4番堀江清一議員。

○4番（堀江清一） 総事業費で118万円というのは非常に何か、100メートルU字溝にするのに、自分の感覚では安いのかなというふうに思っております。これは地元の方がやはり作業されていると、業者だけじゃなくて、そういうことでやっているということですのでよろしいでしょうか。そういうことで、多面的機能支払交付金というのは有効に使うべきだと思っておりますので、その辺もちょっと含めて。

○議長（青木敏久） 深澤農政課長。

○農政課長（深澤宏志） 今、堀江議員御質問にあったように、この多面的機能支払事業につきましては、保全会自らが活動としてやることになりますので、今回の土側溝からU字溝の敷設替えも保全会独自でやりますので、当然業者に頼むよりは安い経費ということになりますので、御理解いただければと思います。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、議案第1号から議案第5号までの5議案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第1号 令和6年度那須烏山市一般会計補正予算（第5号）について、原案のとおり可決することに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第2号 令和6年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第12 議案第3号 令和6年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第4号 令和6年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第5号 令和6年度那須烏山市下水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。再開を13時05分といたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時05分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第15 議案第10号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（青木敏久） 日程第15 議案第10号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第10号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、先ほど議決いただきました議案第7号と同様に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化される、いわゆるマイナ保険証に移行されることに伴い、後期高齢者医療の被保険者証や資格証明書が発行されなくなり、代わりに資格確認書等が発行されることから、栃木県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第291条の11の規定により、議案の議決を求めるものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決・決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） マイナンバーカードと一体化して取り組むわけなんです、これの

該当者数はどの程度見込んでいるんですか。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 該当者見込み数ということでございますが、現在、後期高齢者医療のほう、那須烏山市では被保険者が5,000人ちょっとぐらいでございます。今現在、マイナンバーカードの取得率につきましては、約6割取得してございます。今現在、マイナ保険証を利用している後期高齢者につきましては、約1割、10.19%がマイナ保険証を利用している状況でございます。

以上です。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

高田議員、よろしいでしょうか。

15番高田悦男議員。

○15番（高田悦男） いや、実は私もその該当者なんですよ。マイナンバーカードをまだ個人の意思によってつくってありません。ですから、後期高齢者についても資格確認書、これは毎年、その都度発行するんですか。

○議長（青木敏久） 大谷市民課長。

○市民課長（大谷啓夫） 資格確認書につきましては、マイナンバーカードと連携されていない方については、毎年8月に発行する予定になってございます。

以上です。

○15番（高田悦男） 了解しました。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第10号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更に

ついて、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第16 議案第11号 令和5年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（青木敏久） 日程第16 議案第11号 令和5年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第11号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年度那須烏山市水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容は、令和5年度に補填財源として使用した建設改良積立金取崩額の4,925万8,626円を資本金に組み入れ、当年度純利益の8,324万995円を減債積立金に積み立てるものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第16 議案第11号 令和5年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第17 議案第12号 令和5年度那須烏山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（青木敏久） 日程第17 議案第12号 令和5年度那須烏山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、令和5年度那須烏山市下水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容は、令和5年度、当期純利益の1,617万3,824円を減債積立金へ全額積み立てるものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決・御決定くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

14番中山五男議員。

○14番（中山五男） この減債積立金、およそ1,600万円ほど今回充てるそうなんです、今回積み立てますと、累計で幾らぐらいになるのか、その額。

それと、下水道は企業債で、6件でおよそ20億円ほどの、これ最近起こっているわけなんです、今回も減債積立金で積み立てて、この償還とか、そういうところに充てることができないのでしょうか。

以上お伺いします。

○議長（青木敏久） 石嶋上下水道課長。

○上下水道課長（石嶋賢一） ただいまの中山議員の御質問にお答えいたします。

下水道事業会計につきましては、令和5年度から企業会計に移行いたしまして、今回が初めての積立てとなります。積立て後の累計額ということでございますが、積立金額1,617万3,824円ということで、今回初めて積み立てるといような金額になります。

減債の執行にかかる時期、償還ということかと思われますが、それにつきましては、令和4年、失礼いたしました、令和6年度の償還金に充てるということで、時期につきましては、償還の時期に当たる9月または3月の償還を予定しております。

以上でございます。

○14番（中山五男） 了解しました。

○議長（青木敏久） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第12号 令和5年度那須烏山市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決いたしました。

日程第18 認定第1号から日程第25 認定第8号までの、令和5年度那須烏山市一般会計決算の認定について、令和5年度国民健康保険特別会計決算の認定について、令和5年度熊田診療所特別会計決算の認定について、令和5年度後期高齢者医療特別会計決算の認定について、令和5年度介護保険特別会計決算の認定について、令和5年度境財産区特別会計決算の認

定について、令和5年度水道事業会計決算の認定について、令和5年度下水道事業会計決算の認定については、いずれも令和5年度決算の認定に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

◎日程第18 認定第1号 令和5年度那須烏山市一般会計決算の認定について

◎日程第19 認定第2号 令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について

◎日程第20 認定第3号 令和5年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について

◎日程第21 認定第4号 令和5年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

◎日程第22 認定第5号 令和5年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について

◎日程第23 認定第6号 令和5年度那須烏山市境財産区特別会計決算の認定について

◎日程第24 認定第7号 令和5年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について

◎日程第25 認定第8号 令和5年度那須烏山市下水道事業会計決算の認定について

○議長（青木敏久） よって、認定第1号から認定第8号までの決算の認定については、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 認定第1号から認定第8号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第1号 令和5年度那須烏山市一般会計決算の認定についてでございます。

令和5年度は、第3次総合計画の初年度として、「市民が主役のまち那須烏山市」の実現に向けて、子育て、教育、にぎわいの創出など、各種事業を実施してまいりました。

歳入では、財源の柱である市税収入が、法人市民税の減少や固定資産税の償却資産の減価償却による減少などが要因となり、前年度を下回りましたが、債権購入による基金の運用を行うなど、新たな財源の確保に努めてまいりました。

本年度も財源確保のため、税の収納対策や新たな財源の発掘・活用を努めてまいります。

歳出では、なすから赤ちゃん応援事業、J R 烏山線開業100周年記念イベントをはじめとしたJ R 烏山線の利用促進事業、住宅リフォーム助成事業、市税のキャッシュレス納付の導入、こども医療助成費の拡大、なすからこども園の整備、パイプハウス補助等の園芸振興事業、脱炭素化の推進として三箇トンネル・小白井トンネル・緑地運動公園の照明のLED化、社会資本整備総合交付金及び合併特例債を活用した道路整備事業、大桶運動公園施設整備事業、防災集団移転促進事業等に取り組むこととともに、地方創生臨時交付金を活用し、保育園副食費、学校給食費への助成事業、P a y P a y を活用したキャッシュレス決済推進事業、電気・物価・燃料の高騰に伴う支援事業等に取り組んでまいりました。

今後も、「市民が主役のまち那須烏山市」の実現に向けて、一層の行財政改革・財政運営の健全化に努めながら、無駄のない確実性のある事業の推進を図ってまいります。

さて、令和5年度一般会計の決算状況を申し上げます。

歳入総額は140億6,412万8,894円で、前年度比7億7,792万6,115円、5.9%の増であります。

歳出総額は131億8,357万5,679円で、前年度比8億1,668万5,905円、6.6%の増であります。

歳入歳出差引額は8億8,055万3,215円であります。

翌年度へ繰り越すべき財源は9,330万3,000円。

実質収支額は7億8,725万215円。

歳計剰余金の処分額は、財政調整基金への積立額2億円、庁舎整備基金への積立額2億円であります。

令和5年度の純繰越金は3億8,725万215円で、予算額に対する執行率は、歳入が99.2%、歳出が93.0%でありました。

それでは、歳入・歳出の主な内容を御説明いたします。

まず、歳入であります。

市税は、33億7,169万8,000円、対前年度比1億6,770万7,000円、4.7%の減額となりました。主に法人市民税の法人税割の減額及び固定資産税の償却資産の減価償却に伴う減額などが要因であります。また、令和4年度は滞納処分により、臨時的に徴収額が増加していたことも要因であります。

地方譲与税及び各交付金は、おおむね前年度同水準になりました。

普通交付税は、対前年度比1億9,340万2,000円、4.9%の増額となりました。

特別交付税は、対前年度比1,882万2,000円、3.3%の増額となりました。

地方交付税総額は、47億7,395万3,000円、対前年度比2億1,222万4,000円、4.7%の増額となりました。

国庫支出金は、電力・ガス・食品等価格高騰緊急支援給付金事業補助金の減などにより、対前年度比1億3,860万3,000円、6.8%の減額となりました。

県支出金は、国民体育大会運営交付金等が減となったものの、防災重点農業用ため池緊急整備事業費補助金の増などにより、対前年度比152万3,000円、0.2%の増額となりました。

市債は、認定こども園整備事業債や市道整備事業債の増加などにより、対前年度比3億9,680万3,000円、78.1%の増額となりました。

次に、歳出であります。

1款議会費は、議員報酬の減などにより、対前年度比7,575万、5.7%の減額となりました。

2款総務費は、市有施設整備基金積立金や庁舎整備積立金の増などにより、対前年度比3億2,789万4,000円、20.2%の増額となりました。

3款民生費は、物価高騰に伴う低所得世帯支援給付金事業費や認定こども園施設整備費の増などにより、対前年度比5億1,875万1,000円、13.3%の増額となりました。

民生費は、一般会計の33.6%を占め、総額44億2,668万円となっております。

4款衛生費は、南那須広域行政事務組合への負担金等が増となったものの、令和4年度に電気料金・物価高騰対策として実施した水道基本料金の減免に伴う繰出金の減などにより、対前年度比4,952万5,000円、3.3%の減額となりました。

6款農林水産業費は、令和4年度に物価高騰対策として実施した農業者支援交付金の減などにより、対前年度比8,006万9,000円、17.7%の減額となりました。

7款商工費は、令和4年度に物価高騰対策として実施した商工業支援事業費や、太陽光発電事業に係る企業誘致奨励金の減などにより、対前年度比1億42万4,000円、18.8%の減額となりました。

8款土木費は、主として合併特例債及び辺地対策事業債を活用した道路整備に取り組んでまいりました。そのほか三箇小白井線の青雲橋補修工事等の橋梁等維持管理費や防災集団移転促進事業費の増などにより、対前年度比2億3,520万9,000円、24.3%の増額となりました。

9款消防費は、南那須地区広域行政事務組合への負担金や、消防ポンプ自動車の更新費用の増などにより、対前年度比2,074万3,000円、3.5%の増額となりました。

10款教育費は、緑地運動公園の照明改修工事が増となったものの、国体開催運営事業費の減などにより、対前年度比4,122万3,000円、3.3%の減額となりました。

11款災害復旧費は、令和5年9月の豪雨災害による復旧費が増となったものの、令和元年東日本台風災害による復旧費の減などにより、対前年度比1,140万7,000円、40.9%の減額となりました。

12款公債費は、前年度とおおむね同水準であります。対前年度比447万3,000円、0.3%の増額となりました。

なお、令和6年3月31日現在の市公有財産である、土地・建物・山林・出資による権利、物品の状況、基金残高の状況等は、決算書に付属資料として添付いたしました「財産に関する調書」のとおりであります。

次に、認定第2号 令和5年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございます。

国民健康保険事業の財政運営主体が市から栃木県に移行して6年目の決算となります。

さて、国民健康保険特別会計には事業勘定と診療施設勘定の2つの勘定がございます。

まず、事業勘定から御説明申し上げます。

令和5年度末の国民健康保険加入世帯数は3,869世帯、対前年度比156世帯減、被保険者数は6,035人、対前年度比は363人減でありました。

令和5年度の事業勘定の決算額は、歳入決算額が32億7,025万7,671円、歳出決算額が31億6,457万4,568円であります。歳入歳出差引残高額は1億568万3,103円であり、このうち、財政調整基金に5,500万円を積み立てしました。

歳入の主なものは、国保税のほか、県支出金及び繰入金等であります。歳出の主なものは、保険給付費が全体の約72.4%を占め、続いて国民健康保険事業費納付金となっております。

国保財政の健全化のためには、医療費の適正化が最重要課題であり、今後も市民の健康増進を目指して努めてまいります。

次に、診療施設勘定でございます。

歳入決算額は6,186万6,373円、歳出決算額は5,234万5,701円であります。歳入歳出差引残額は952万672円となりました。このうち、国保診療所運営基金に500万円を積み立ていたしました。

前年度と比較して、歳入は12.4%の増、歳出は11.1%の増となっております。

コロナ禍による受診者の医療機関の受診控えも解消し、患者数は9.8%、診療収入は

2.6%の増となりました。

しかしながら、施設は老朽化が進んでおり、令和5年度は職員用トイレや待合室、診療所のエアコン等の施設修繕を行ったため、前年度に引き続き運営基金を繰入れした運営となりました。

診療所の果たす役割は大きく、地域住民の医療の確保と健康増進のために、今後も各位の御理解と御協力をいただきながら、適正な運営に努めてまいる所存でございます。

なお、この国民健康保険特別会計決算につきましては、先般の那須烏山市国民健康保険運営協議会に諮問し、原案のとおり承認を得ております。

次に、認定第3号 令和5年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定についてでございます。

熊田診療所は、僻地診療所として地域医療の充実を第一に考えた運営に努めており、特に高齢者の利用が多く、高齢者の身近な医療機関として地域に密着している状況でございます。

令和5年度の決算額は、歳入決算額が5,187万2,369円、歳出決算が4,439万7,040円であります。歳入歳出差引残高は747万5,329円であり、このうち、熊田診療所運営基金に400万円を積み立てしました。

前年度に比較して、患者数は9.5%増、診療収入は4.7%増となっており、不足する財源は基金繰入及び一般会計繰入により運営いたしました。

熊田診療所が地域の身近な医療機関として、地域住民に果たす役割は大きく、今後とも経営努力を惜しまず、健全運営に努めてまいる所存であります。

次に、認定4号 令和5年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてでございます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度から施行され、被保険者の理解も深まり、広く定着してきたところであります。

令和5年度の決算額は、歳入決算額が3億9,187万7,654円、歳出決算額が3億8,501万8,154円であります。歳入歳出差引額は685万9,500円であります。

歳入の主なものは保険料及び一般会計繰入金であり、歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金であります。

前年度に比較して、歳入は4.1%、歳出は3.3%の増となっています。

今後も栃木県後期高齢者医療広域連合と連携し、制度の着実な運営と事務の効率化を推進し、医療の適正化と高齢者の健康増進に努めてまいります。

次に、認定第5号 令和5年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定についてでございます。

介護保険は、第8期介護保険事業計画の3年目として、介護サービス及び介護予防サービスの給付、地域支援事業の充実に取り組んでまいりました。

令和6年3月末現在の要介護及び要支援認定者数は1,565名であり、そのうち90%の1,408名がサービスを利用しており、在宅サービスの利用者が79.5%、施設サービス利用者が20.5%という状況でございます。

令和5年度の決算額は、歳入決算額が29億7,277万6,285円、歳出決算額が28億1,619万2,083円、歳入歳出差引残高が1億5,658万4,202円でございます。このうち、8,000万円を介護保険財政調整基金に積み立てております。また、予算額に対する執行率は、歳入が103.5%、歳出が98%でございます。

歳入の主なものは、保険料、介護給付費の国・県負担金、支払基金交付金、繰入金であります。そのうち、介護保険料の収入済額は5億9,578万9,063円、収入未済額は222万6,832円で、収納率は99.5%であります。

国庫支出金・県支出金は、介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金・交付金として交付されたものであります。

支払基金交付金は、第2号被保険者の納付保険料が介護給付費交付金及び地域支援事業の介護予防事業交付金として交付されたものであります。

繰入金は、介護給付費等の市負担分及び職員給与費等を一般会計から繰り入れたものであります。

歳出の主なものは、総務費が、職員人件費、電算処理業務委託料、介護認定時の主治医意見書作成委託料、認定審査会運営に伴う諸費用、認定調査に伴う諸費用であります。

保険給付費は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、低所得者を対象とした特定入所者介護サービス等費などであります。

地域支援事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費等として支出しております。

諸支出金は、前年度実施による国・県等負担金償還金及び第1号被保険者の死亡及び転出に伴う介護保険料の還付金であります。

本市は、依然、高齢者世帯や独居高齢者数が県内でも上位にあるため、介護予防・日常生活支援総合事業により、高齢者の生活を支える多様なサービス体制の整備に取り組んでおります。

現在、烏山地区に1か所、南那須地区に1か所、地域包括支援センターを設置し、多様な相談や問題ケースに対応できるよう体制強化を図りました。

フレイル予防を目的とした一般介護予防事業では、市内各地域に設置された「ふれあいの

里」を中心に、住み慣れた地域で地域の高齢者を支援する体制づくりを進めており、令和6年3月末現在で16か所を設置していただいております。

今も高齢化問題、地域共生社会の実現に対応するため、地域包括ケアシステムの深化に向けて推進してまいります。

次に、認定第6号 令和5年度那須烏山市境財産区特別会計決算の認定についてでございます。

境財産区は、昭和29年の町村合併により、旧境村の財産であった山林を管理・運営するために設立されました。その間、予算審議・決算認定等については、地方自治法第295条の規定に基づく境財産区議会に諮っておりますが、令和5年6月10日に境財産区議会が廃止となりましたことにより、昨年度より那須烏山市議会に提案するものであります。

令和5年度の決算額は、歳入決算額が335万1,842円、歳出決算額が326万2,924円であり、歳入歳出差引残額は8万8,918円でありました。

歳出は下境公民館に係る改修補助が占め、歳入は主に運営基金からの繰入金及び前年度からの繰越金により措置いたしました。

今後も境財産区有林の適正管理に努めながら、健全運営に努めてまいり所存でございます。

次に、令和5年度那須烏山市水道事業会計決算の認定についてでございます。

令和6年3月末までの営業実績は、給水件数が1万56件、給水人口が2万3,205人、有収水量246万1,882立方メートル、1日最大配水量が1万3,148立方メートル、水道料金収納率が98.9%であります。

収益的収支は、消費税抜きで水道事業収益6億488万7,121円、水道事業費5億2,164万6,126円であります。この結果、令和5年度純利益は8,324万995円となりました。

資本的収支は、消費税込みで資本的収入1億8,578万7,337円、資本的支出4億9,910万1,819円であります。差引不足額3億1,331万4,482円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金及び建設改良積立金取崩額で補填いたしました。

最後に、認定第8号 令和5年度那須烏山市下水道事業会計決算の認定についてでございます。

令和6年3月末までの営業実績は、水洗化人口3,090件、水洗化率60.6%、年間処理水量45万5,382立方メートル、年間有収水量36万3,121立方メートル、1日最大処理水量844立方メートル、1日平均処理水量514立方メートルであります。

収益的収支は、消費税抜きで下水道事業収益3億8,103万9,826円、下水道事業費用3億6,486万6,002円であります。この結果、令和5年度の純利益は1,617万

3,824円となりました。

資本的収支は、資本的収入1億2,405万2,100円、資本的支出2億6,006万424円であります。差引不足額1億3,600万8,324円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

以上、認定第1号から認定8号まで、令和5年度決算の認定について、一括して提案理由の説明を申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上、御承認くださいますようお願いを申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（青木敏久） ここで暫時休憩いたします。再開を14時ちょうどいたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 2時00分

○議長（青木敏久） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、決算審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

瀧田晴夫代表監査委員。

〔代表監査委員 瀧田晴夫 登壇〕

○代表監査委員（瀧田晴夫） 監査委員の瀧田です。

地方自治法の規定に基づき、市長から審査に付された令和5年度那須烏山市の各会計に係る歳入・歳出決算について、議会選出の小堀監査委員と私が審査した結果を報告いたします。

まず、一般会計及び特別会計です。

令和5年度那須烏山市一般会計及び特別会計決算並びに基金運用状況審査意見書を御覧ください。

1ページです。

第1の審査の期日は令和6年7月2日から17日までのうち、7月2日、4日、8日、11日、17日の5日間、那須烏山市役所南那須庁舎、烏山庁舎及び水道庁舎で実施いたしました。

第2の審査の対象及び第3の審査の方法につきましては、記載のとおりです。

第4の審査の結果ですが、各会計の歳入・歳出決算、歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数、予算の執行状況は、審査した範囲ではおおむね適正であると認めます。

2ページです。

第5の決算の概要です。先ほど市長からの提案理由のところで詳細な説明がありました。また、資料においても各会計ごとに詳細に記載してありますので、これらについては後ほど御覧

いただくとして、私からは昨年度と比べ変更のあった部分を中心に報告したいと思いますので、御了承を願います。

1の各会計の決算状況です。予算額は、一般会計が、当初予算120億円に、補正予算額、継続費及び繰越事業費繰越財源充当額を合わせた予算現額は141億8,241万8,000円、特別会計は、当初予算額66億1,200万3,000円に補正予算額6,993万円を合わせた予算現額66億8,193万3,000円、一般会計、特別会計を合わせた予算現額は208億6,435万1,000円です。

一般会計及び特別会計ごとの決算状況は3ページの表のとおりでございます。

歳入総額208億1,613万1,088円、歳出総額196億4,936万6,149円、差引残額11億6,676万4,939円となっております。

ずっと飛びまして、20ページお願いいたします。

第5の境財産区特別会計でございます。歳入に係る費用は20、歳出に係る費用は21ページに、あります。

実質収支額は8万8,918円です。収入済額335万1,842円で、調定額に対する収納率100%、不納欠損額、収入未済額ともありません。歳入の主なものは繰入金96.5%となっております。

21ページです。

イの歳出についてです。支出済額326万2,924円で、予算現額に対する執行率97.3%、歳出の主なものは総務費81.3%です。

22ページをお願いいたします。

第6の財産の管理状況です。

1の公有財産です。

(1)の土地及び建物です。土地及び建物に移動がありました。土地の行政財産の増は、学校用地の取得、511平米です。土地の普通財産の山林減は、国土調査による修正減。土地の普通財産のその他の増は、国土調査による修正増、寄附による取得、県道拡幅による収用でマイナスの27.93平米、土地売却117.31平米というふうになっております。建物の普通財産のその他減は、旧熊田小学校解体、330平米、旧境保育園譲渡、326.65平米です。

(2)の山林の所有の推定蓄積量、60.46立米及び分収の推定蓄積量、103.64立米は生育によるものです。

23ページ、お願いいたします。

2の基金でございます。基金は、一般会計15基金、特別会計6基金の21基金で、年度末残高115億4,940万3,306円で、前年度と比較して9億7,035万円増加しております。

ます。主な基金の増は、庁舎整備基金、地域振興基金及び市有施設整備基金で増加しており、国保診療所運営基金が減額となっております。

24 ページです。

7の基金の運用状況です。定額運用基金として那須烏山市土地開発基金、収入印紙等購買基金及び国民健康保険高額療養資金貸付基金が設置されております。土地開発基金台帳や例月出納検査の際に確認した結果、計数に誤りはなく、運用状況も適切と認められました。

なお、国民健康保険高額療養資金貸付基金については、条例規定の額と現在高に著しい乖離があるため、整合性を取るべきと思います。

詳細は次のとおりです。

那須烏山市土地開発基金、これは公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るため設置された基金で、その額は現在2億円となっております。年度末基金残高は2億22万4,000円で、前年度と比較して7,000円増加しております。これは基金の運用により生じた運用益金7,000円を、那須烏山市土地開発基金設置及び管理条例第5条により、一般会計歳入・歳出予算に計上し、同額を基金に積み立てたものであります。

なお、土地については、取得及び売払いはなく、年度末現在の保有土地面積は前年度と同様3,159平米となっております。

続きまして、収入印紙等購買基金です。収入印紙及び栃木県証紙の購入及び売りさばきの事務を行うために設置された基金で、その額は200万円となっております。年度末基金残高は200万円で、前年度と同額であります。決算年度中における印紙等の購入額は372万5,000円、売りさばき高は381万6,000円となっており、年度末の基金の内訳は、現金94万500円、印紙等105万9,500円となっております。

なお、運用益金の6円は那須烏山市収入印紙等購買基金設置及び管理条例5条により、一般会計歳入・歳出予算に計上し、同額を事務の財源に入れております。

25 ページです。

国民健康保険高額療養資金貸付基金です。那須烏山市国民健康保険条例第11条第3項の規定による高額療養資金の貸付けに関する事務を円滑に行うために設置された基金で、その額は500万円となっております。年度末基金残高は1,006万6,356円で、前年度と比較して1,000円増加しております。これは基金の運用により生じた運用益金1,000円を那須烏山市国民健康保険高額療養資金貸付基金設置及び管理条例第7条により、国民健康保険特別会計の事業勘定の歳入・歳出予算に計上し、同額を基金に積み立てたものであります。

26 ページお願いいたします。

第8の意見です。当年度の当初予算は、まちづくりの指針である第3次総合計画の初年度として重点事業に配慮した編成がなされ、各種事業が実施されたところであります。また、新型コロナウイルス感染症の分類が5類感染症に移行したことや物価高騰の継続などに対応するため、補正予算を編成したところでございます。

なお、農業集落排水事業特別会計及び下水道事業特別会計に地方公営企業法を適用し、一つの下水道事業会計となったこと、さらに、境財産区議会が境財産区管理会に変更になり、境財産区特別会計が設置されたところであります。

その結果、当年度の一般会計・特別会計の決算額は、歳入208億1,600万円余、歳出196億4,900万円余となり、前年度と比べ歳入5億5,400万円余、歳出6億400万円余それぞれ増加しております。

歳入歳出差引額形式収支なんですが、11億6,600万円余のプラス、歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源9,300万円余を差し引いた実質収支も10億7,300万円余のプラスとなっております。

次に、特筆すべき意見でございます。

(1)の財政運営全般でございます。財政指標等ですが、財政基盤を示す財政力指数、3年平均なんですが、これが0.447で、前年度と比べ0.005ポイント低下しております。財政構造の弾力性を示す経常収支比率は90.8で、前年度と比べ3.7ポイント上昇、悪化していると思います。これは歳出の分母である経常一般財源が普通交付税の増を上回る臨時財政対策債や市税の減があり、一方、分子である経常経費充当一般財源が補助等や物件費の増により増加したことによるものであります。理想とされるのが70から80と言われておりますが、なかなかこれは厳しい状況で、全国的にあまりこれに該当しているものはないのではないかと思います。

また、実質公債比率、これも3年平均ですが、これが0.75で、前年度と比べ0.5ポイント上昇しております。これは地方債償還のピークを当年度、令和5年度と見込んでいるとのことであり、今後、極端な上昇はないものと思われれます。

今後、人口減少、高齢化の進展に伴う扶助費の増加や建物系やインフラ系公共施設の老朽化、耐震化のために長期にわたる多大な財政負担、さらには庁舎整備や広域行政事務組合に対する財政負担も想定されます。財政の硬直化を招くことのないよう、事務事業の見直しや経常経費の縮減を着実に進め、適正かつ持続可能な財政運営に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、市債と基金の状況でございます。

一般会計に係る市債の当年度末現在高は85億2,000万円余、前年に比べ4億4,000万円余減少しております。これは過疎対策事業債などの発行の増がありますが、償

還元金がこれを上回ったためでございます。

市債の発行は、世代間負担の公平性を図る観点から貴重な財源となる一方で、義務的経費である公債費の増加にもつながることから、発行と償還のバランスを考慮して計画的な管理に努めていただきたいと思います。

また、基金の当年度末現在高は115億4,000万円余であり、前年度末と比べ9億7,000万円余の増となっております。これは庁舎や市有施設の整備に充当するための基金積立の増によるものです。

財政調整基金をはじめとする積立金は、年度間の財源調整等の手段であり、安定した財政運営を行う上で重要な役割を果たしていると思います。引き続き計画的な活用と効率的な運用・管理に努めていただきたいと思います。

(2)の収納対策強化です。当年度の一般会計における市税の収納率は94%で、前年度と比べ6.6ポイント大幅に上昇したところでございます。これは令和4年度に実施した大口滞納者の換価処分や不納欠損処分が反映されたものであります。

徴収業務につきましては、電話催告や戸別訪問、納税困難者への対応など、きめ細やかな納税相談と滞納整理の体制を強化したところであります。しかし、県平均徴収率の97.3%を下回っているところであり、自主財源の低い本市としては、引き続き残りの大口滞納者をはじめとする収納対策に努めていただきたいと思います。

また、当年度の一般会計における不納欠損処分は800万円余で、前年度と比べ2億9,700万円余と大幅に減少しておりますが、これは先ほど申し上げた大口滞納整理によるもので、特殊なものであります。

なお、特別会計の不納欠損処分は500万円弱と、前年度と比べ500万円余減少しております。

不納欠損処分は市の債権を消滅させるものであるということから、説明責任が果たせるものでなければならないと思います。しかし、滞納者の財産調査を行った結果、処分財産がないものに対しては迅速に滞納処分の執行を停止し、不納欠損処分を行うべきではないかと思っております。引き続き滞納者の所在や所有財産、生活状況等に十分調査し、適正かつ明確な基準の下に事務処理を行うよう努めていただきたいと思います。

また、一般会計における収入未済額は、前年度と比べ1億3,900万円余増加しております。しかし、この中には県支出金3億2,500万円余が含まれており、市税の収入未済が極端に増加したものではございません。ちなみに市税の未収の増は560万円余だったと思います。

なお、国庫支出金の1億3,900万円余及び県支出金の1億8,500万円余の収入未済額

は、事業繰越しに伴うものであり、事業の推進には支障がないと思います。

続きまして、法令対応の適正化でございます。公務員にとって法令遵守は基本中の基本であります。しかし、消費税及び地方消費税について、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計における申告漏れが生じました。これは担当者の知識不足もさることながら、組織内の法令確認の慣行不足によるものではないかと思います。今後、関係法令の確認や他自治体の情報交換などを通じて適正な対応に努めていただきたいと思います。

なお、この事案は私の就任以前からあったものですが、申告の必要性を指摘できなかったことは私の不手際であり、深くおわび申し上げます。申し訳ありませんでした。

続きまして、（４）の補助金交付等の適正化です。負担金及び補助及び交付金は、公益上必要と認める場合に限り支出できるとされております。負担金等は市への政策目標を効果的かつ効率的に達成するための一つの手段ですが、一方、支出は長期化・固定化する傾向にあり、団体等の自主性・独立性が阻害される可能性もあります。本市においては適正な執行のため、補助金等交付規則が定められているところであります。

負担金等の支出を前年度と比べると、総額で7,400万円ほど減額しております。内容を見ると、負担金が増加し、補助金、交付金が減少しております。負担金の増は主に広域行政事務組合に対する負担金でございます。交付金の減は、国体、これが終了したということです。あと、補助金につきましては、企業誘致補助金、それとか、あとはプレミアム商品券ですか、これが終わったということでございます。

決算審査の過程で補助金、交付金についてのヒアリングの中で、終期の設定や補助金の積算が誤解を招きかねない規定になっているものなど疑問があるものが見受けられました。また、提出資料に初歩的なミスも見受けられ、組織内のチェック体制が十分機能しているか疑問も生じました。業務の効率的執行確保の観点から、組織内外の緊密な連携を図るよう努めていただきたいと思います。

一般会計、特別会計、基金運用状況に係る審査の結果報告は以上です。

続きまして、水道事業会計です。

令和5年度那須烏山市水道事業会計決算審査意見書を御覧ください。

1 ページです。

1 の審査の期日と第2 の審査の対象及び第3 の審査の方法は、記載のとおりです。

第4 の審査結果ですが、審査の範囲内において計数は正確で、会計事務が適切に処理されていると認めました。

第5 の事業の概要ですが、資料において詳細に記載してありますので、これらについては後ほど御覧いただくとして、私からは昨年度と比べ大きく変動があった事項を中心に報告したい

と思いますので、御了承ください。

まず、業務実績については、2ページの表のとおりです。

給水人口は行政区域内の人口減少で2万3,205人となりました。有収率は前年度より3.8ポイント低下し、61.3%となりました。

飛びまして、6ページをお願いします。

3の経営状況です。当年度の純利益は8,324万995円で、前年度より4,978万9,361円減少しております。当年度未処分利益剰余金は1億3,249万9,621円で、前年度と比較して1億530万4,071円減少しております。

(1)の収益内容です。営業収益は5億1,940万4,879円で、総収益の84.8%が給水収益です。営業外収益は8,533万3,459円で、総収益の9.9%が長期前受金戻入です。ウの特別利益は14万8,783円で、貸倒引当金の戻入益です。

7ページです。

(2)の費用内容です。費用に係る表は8ページにあります。営業費用は4億9,142万2,652円で、大部分が減価償却費です。イの営業外費用は3,022万3,474円で、ほとんど支払利息及び企業債取扱諸費、企業債の利息です。特別損失はありません。

9ページをお願いします。

(3)の営業比率です。前年度と比較して総収支比率及び経常収支比率で減少が見られますが、全て100%を超えているので、問題はないのではないかと思います。令和4年度で類似団体の指標と比較すると、全ての比率で類似団体を上回っているかと思います。詳細につきましては表及び記述を御覧ください。

続きまして、14ページをお願いします。

(4)の水道料金の未納状況です。水道料金の未納額は557件、716万3,516円、前年度と比較して72件、237万4,638円の増加となっております。

未納者に対しましては、市の水道事業給水停止処分取扱規程に基づき整理を進めた結果、年度末で給水停止が続いているのは10件でした。

平成29年度及び平成30年度の15件、12万2,183円を不納欠損処分としました。前年度と比べ9件、6万109円増加いたしました。

15ページです。

(5)の財務比率です。前年度と比較すると、自己資本構成比率が0.8ポイント増加、固定資産対長期資本比率が0.2ポイント、固定比率が2.5ポイント、流動比率が43.7ポイント減少しております。令和4年の類似団体の指標と比較すると、全て類似団体より良好な指標と言えます。詳細は表及び記述を御覧ください。

16ページです。

5の資金状況です。キャッシュフロー計算書、これが17ページにあります。キャッシュフローは1事業年度における資金の流れを表示したものです。1の業務活動に係るキャッシュフローから3の財務活動によるキャッシュフローまでを還元した結果、資金増加額5,847万3,266円が算出され、これに資金期首残高10億5,806万5,832円を加算した資金期末残高11億1,653万9,098円、これはこの資料の11ページの流動資産の現金預金と一致すると思いますので、御確認願います。

続きまして、18ページです。意見です。

現状について、経営状況は、前年度と比較して総収比率及び経常収支比率が減少したものの、100%を超えているので、利益が出ているということになるかと思います。

財務比率は、前年度と比較して流動比率以外は全て改善されています。しかし、流動比率も一般的に理想とされるのが200%で、これを超えているので、問題はないかと思います。

なお、固定比率が100%を超えておりますが、固定資産対長期資本比率が100%を下回っているため、長期的な資本の枠内の投資が行われていると見ることができます。

水道料金の収納率については、前年度より0.3ポイント低下したものの、98.9%は県内で高い順位を維持していると思います。

有収率については、類似団体と比べ依然低い状態でございます。

資金収支の状況を示すキャッシュフロー計算書は、業務活動がプラス、投資活動及び財務活動がマイナスの状況で、健全なパターンと言われております。

今後の対応についてでございます。

給水人口は、旧烏山町、旧南那須町合併翌年の平成18年、2万5,486人であったものが、昨年は当時から9%減の2万3,205人となりました。今後ともこの傾向は続くものと考えられます。

人口の減少に連動して給水収益の減少が予想される一方、エネルギー価格や資材価格の高騰により厳しい経営状況が続くことが予想されます。

低位で推移する有収率の向上は本市の重要な課題であり、現在、実施している漏水調査の拡大により改善を期待するものであります。水道事業が独立採算制の企業会計であることを踏まえ、引き続きコストを意識した経営に努めていただきたいと思います。

また、給水人口の減少を踏まえて、施設の統廃合等の検討など、合理化を進め、水道施設の維持管理に係る経費削減にも努めていただきたいと思います。

近年、全国各地で地震や台風、大雨に伴う大規模な自然災害の発生により断水被害が発生しており、本市においても引き続き災害時の対応強化を願うものであります。

企業経営には利用者の理解が重要であるため、引き続き市民に対し水道事業経営の仕組みや水道料金等について正確な情報を提供し、水道全般についての理解を深めていただくよう努めていただきたいと思います。

那須烏山市水道事業経営戦略に基づき、施設の適正な更新及び維持管理を進め、市民の安全・安心な水の確保に尽力されることを期待し、水道事業会計決算審査意見の説明を終了いたします。

最後に、下水道事業会計です。

令和5年度那須烏山市下水道事業会計決算審査意見書を御覧ください。

1 ページです。

第1の審査の期日と第2の審査の対象及び第3の審査の方法は、記載のとおりです。

第4の審査結果ですが、審査の範囲において計数は正確で、会計事務が適切に処理されていると認めました。

第5の事業の概要は記載のとおりです。

業務活動については2ページの表のとおりです。

なお、地方公営企業法適用の初年度であるため、4ページ以降は令和5年度の数値のみを記載しております。

4 ページです。

2の予算の執行状況です。収益的収入及び支出、アの収益的収入は予算額に対する収入率102.5%、イの収益的支出は予算額に対する執行率97.4%。

5 ページです。

(2)の資本的収入及び支出です。資本的収入は予算額に対する収入率100.1%、イの資本的支出は予算額に対する執行率99.3%です。

6 ページです。

ウの資本的収支状況です。資本的収入が資本的支出に不足した額、1億3,600万8,324円について、当年度分損益勘定留保資金などで補填した結果、内部留保資金残高は3,196万5,870円となりました。

詳細は表を御覧ください。

7 ページです。

3の経営状況です。当年度の純利益は1,617万3,824円、収益内容ですが、アの営業収益は5,225万2,380円で、下水道使用料は総収益の13.7%、イの営業外収益は3億2,878万7,446円で、総収益の54%が他会計補助金、32.3%が長期前受金戻入、ウの特別利益はありません。

続きまして、8ページです。

費用の内容です。費用に係る表が下にあります。アの営業費用は3億2,711万2,255円で、大部分が減価償却費です。営業外費用は3,569万925円で、ほとんどが支払利息、企業債の利息です。ウの特別損失は206万2,822円です。

9ページです。

経営比率です。総収支比率が100%を超えており、利益が発生していることを示しておりますが、類似団体と比べると低い数値です。また、経費回収率は低い状況です。詳細は表及び記述を御覧ください。

10ページです。

4の財政状況です。資産は55億1,009万3,108円、負債は49億498万2,050円、資本は6億511万1,058円。

(1)の資産です。アの固定資産は54億6,761万7,107円、主なものは、構築物、建物、機械装置となっております。イの流動資産は4,247万6,001円、主なものは現金預金です。繰延資産は該当ありません。

12ページです。

(2)の負債です。負債資本に係る表は13ページにあります。アの固定負債は18億3,887万3,269円、1年を越えて償還期限が到来する企業債です。イの流動負債は2億1,726万6,941円、1年以内に償還期限が到来する企業債です。ウの繰延収益は28億4,884万1,840円、長期前受金です。

(3)の資本です。資本金は3億7,481万3,294円、剰余金は2億3,029万7,764円。

14ページ。

下水道使用料の未納の状況です。下水道使用料の未納額は75件、57万4,968円です。

5の財務比率です。類似団体と比べ自己資本構成比率はほぼ同様ですが、固定資産対長期資本比率は若干高い、悪い状況と見るができます。

続きまして、15ページです。

資金状況です。キャッシュフロー計算書が17ページに記載しております。資金期末残高が3,990万1,221円、これはこの資料の11ページの流動資産の現金預金と一致しますので、ご確認をお願いいたします。

18ページ、意見です。

まず、現状についてなんですが、令和5年度は農業集落排水事業及び公共下水道事業、特定環境公共下水道事業の3事業に地方公営企業法を適用した初年度であります。

経営状況について、総収益3億8,100万円余、総費用3億6,400万円余、純利益1,600万円余を計上しております。

総収支比率及び経常比率は3事業とも100%を超えております。

その他特別損失は公営企業会計適用前の職員の期末勤勉手当が主であり、一過性のものと考えられます。

経費回収率は3事業とも100%を下回っております。

財政状況については、資産55億1,000万円余、負債49億400万円余、資本6億500万円余、3事業全体で自己資本構成比率は62.7%、固定資産対長期資本比率103.3%、流動比率19.6%となっております。

キャッシュフロー計算書は、業務活動プラス、投資活動及び財務活動がマイナスであり、一般的に健全と言われるパターンです。

今後の対応についてでございます。

下水道事業は、整備や維持管理費に多額の費用を要する先行投資型の事業であり、建設改良等の財源に充てるため、企業債の発行及びその償還も多額となります。このため、経営基盤の強化や財政マネジメント等に計画的に対応していただきたいと思っております。

下水道施設は市民生活に欠くことができない重要な都市基盤であり、施設整備の老朽化や災害による業務の停滞を招くことのないよう、安定的なサービスの確保が求められます。現在、老朽化はしていませんが、こういうことがあります。

こうした状況を踏まえ、安定的な使用料収入の確保や污水处理費の削減等を図るとともに、那須烏山市下水道ストックマネジメント計画に基づき、市民への安全・安心な下水道サービスの提供ができるよう健全経営に努めていただきたいと思います。

流動比率は一般的に200%以上が理想とされておりますが、全体で19.6%は非常に低く見えると思います。

企業債活用などにより、事業の特殊性から、一概に支払い能力がないとは言い切れませんが、市民に対し正確な情報提供に努めていただきたいと思います。

純利益を計上しておりますが、他会計補助金、一般会計からの繰入金を受け入れていることによるものであり、実質的には赤字とも考えられますので、より一層の経費節減と事業の効率化に努めていただきたいと思います。

事業によるばらつきがあるものの、経費回収率は100%を下回り、維持管理費も賄えない状況と見ることができます。

収益の柱である下水道使用料増加につながる水洗化率の向上、特に烏山中央処理区は他の事業の85%超えと比べ極端に低い39.5%となっております。

公平性の観点から早急な対応をお願いし、全ての決算審査の報告を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（青木敏久） 以上で提案理由の説明及び代表監査委員による決算審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑については、議会運営委員会の決定に基づく日程のとおり、9月9日に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、令和5年度決算の質疑については、9月9日に行うことといたします。

◎日程第26 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（青木敏久） 日程第26 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は、付託第1号のとおりであります。この請願書等については、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（青木敏久） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、陳情書第3号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情については、所管の経済建設常任委員会に付託し、陳情書第4号 那須烏山市議会陳情の取り扱いについて、陳情書第5号 那須烏山市名誉市民条例改正の陳情について、陳情書第6号 再審法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件については、所管の総務企画常任委員会に付託いたします。

○議長（青木敏久） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日、午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

〔午後 2時51分散会〕